

## お取引先 各位

### 港湾法改正に伴う港湾施設の維持管理について

皆様におかれましては、ますますご発展のこととお喜び申しあげます。

日頃は格別のご愛顧を賜り、ありがとうございます。

今回は「港湾の施設の維持管理」について、ご紹介させていただきます。

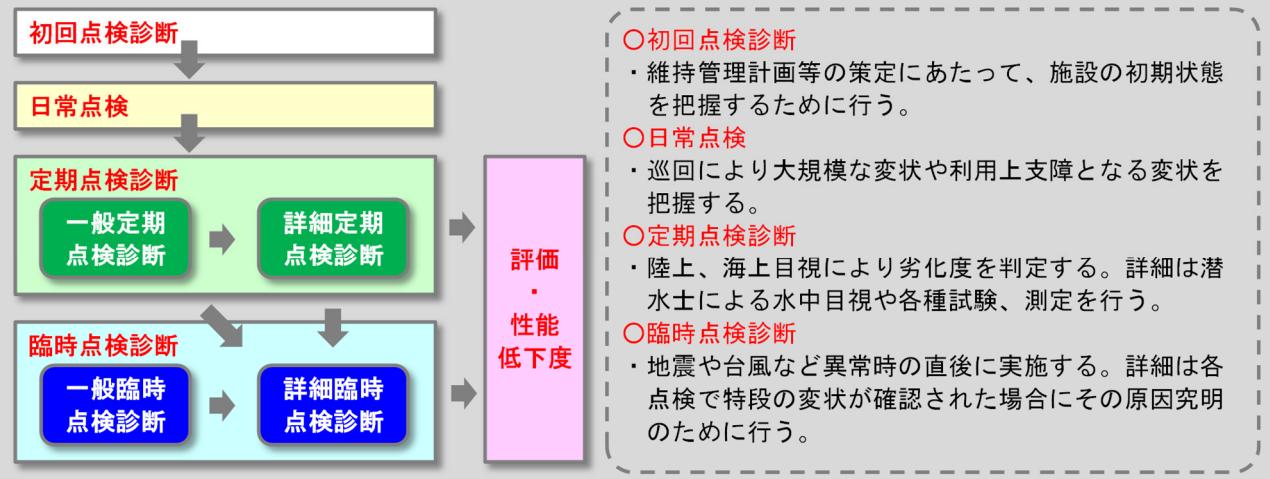
東日本大震災での施設倒壊による航路閉塞や笹子トンネル天井版崩落事故での施設の老朽化による事故を教訓とし、港湾法の一部を改正する法律が平成25年6月5日に公布されました。主な改定点として、**港湾施設の点検診断が明確化され**、また、**特定技術基準対象施設への報告徴収、立入検査等**が規定されました。(特定技術基準対象施設：裏面の補足をご参照)

港湾法ではこれまで技術基準に適合するよう、建設、改良又は維持しなければならないとされていましたが、維持については規定がなかったため、今回の改正で維持管理に関する事項が明確化されました。

#### ●施設管理者は下記の対応が必要となります。

- ①点検計画など施設を適切に維持するために**維持管理計画等を策定**する必要があります。
- ②国土交通省令で定める方法により**定期的な点検診断**を行う必要があります。

点検診断は下図に示すような流れで行われ、初回点検診断、日常点検、定期点検診断、臨時点検診断に分類されます。(定期点検診断の詳細は裏面の補足をご参照)



なお、**特定技術基準対象施設**については、**港湾管理者への維持管理状況の報告**を行う必要があります。また、港湾管理者による維持管理状況の**立入検査**、相当程度の変状が認められる施設に対し、必要な措置をとるよう**勧告・命令**がある場合があるため、注意が必要です。

港湾の施設は一般的に厳しい自然状況の下に置かれ、劣化及び損傷等による性能の低下が生じやすく、また、施設の多くは海中に没しています。そのため、施設の点検及び補修等が他のインフラと比較して多大な費用がかかるとともに、制約条件も多くあります。

弊社では、維持管理計画の策定や点検診断における適切な評価、さらに、評価結果を踏まえた施設の対策工法の設計を行います。お取引先各位におかれましては、計画の初期段階より弊社へ相談をいただきます様、よろしくお願ひ申しあげます。

安心と満足をデザインする

総合建設コンサルタント

**株式会社 シアテック**

ISO9001認証: MSA-QS-706

<http://www.ciatec.co.jp>

担当：本社営業部

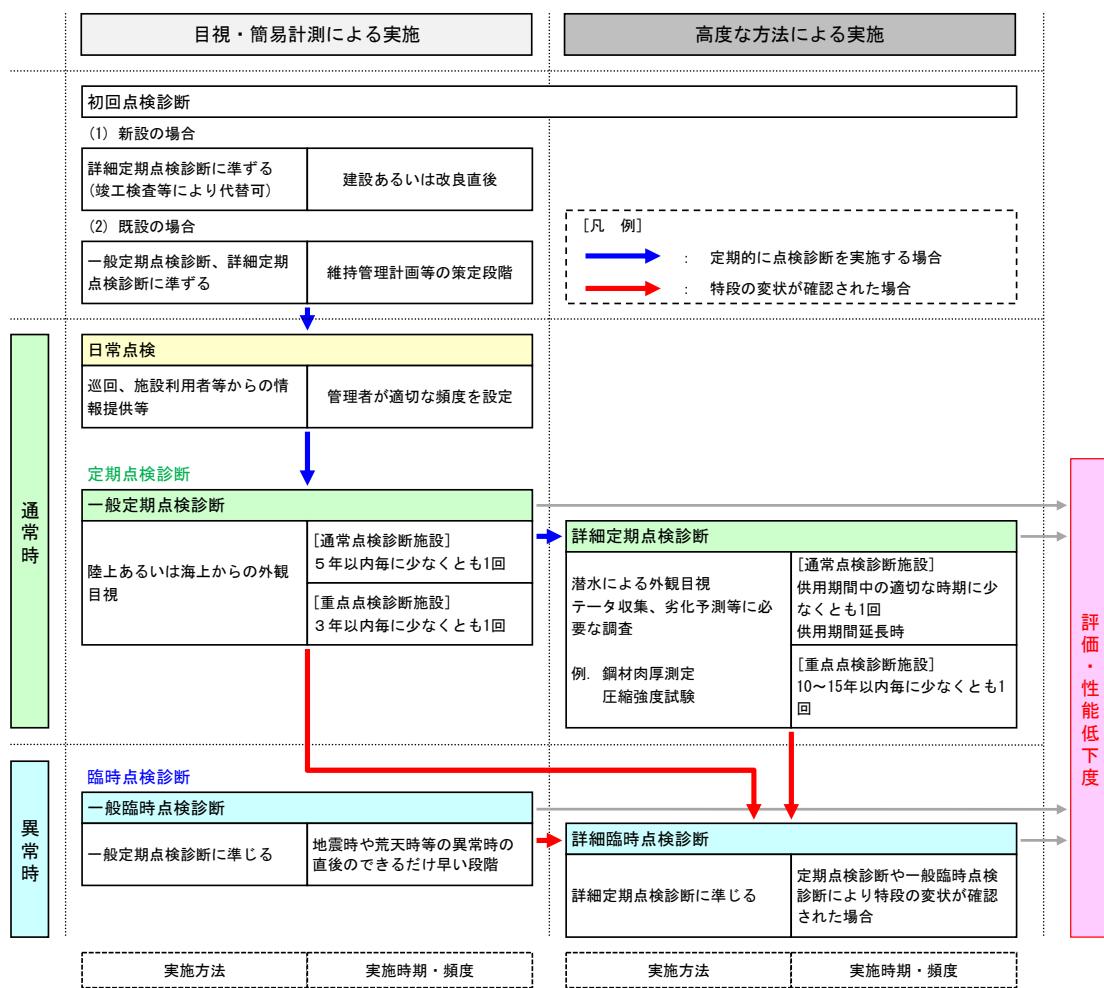
TEL: 0897-37-5921

FAX: 0897-32-5979

E-mail: [ctl@ciatec.co.jp](mailto:ctl@ciatec.co.jp)

# 補 足

## 1. 点検診断の種類と方法



## 2. 特定技術基準対象施設

